

下水道使用料改定案の審議のポイントについて

(他自治体の状況等、詳細の説明は第5回審議会にて行います)

(1)国土交通省が示す使用料改定の基本的な考え方

(基本水量制の解消)

・基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。

(基本使用料割合の逦増)

・将来の有収水量減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を、漸進的に高めていく必要がある。

(激変緩和)

・急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要がある。

(適切な累進度の設定)

・使用水量の大半を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

・従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべき

※出典 国土交通省令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書

(1) 下水道使用料の計算方法

【当市の現在の使用料体系】

①基本水量

	汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	560
従量使用料	0 ~ 8	0
	9 ~ 20	110
	21 ~ 30	140
	31 ~ 50	170
	51 ~ 100	200
	101 ~ 200	230
	201 ~ 500	270
	501 ~ 1,000	310
	1,001 ~	345

②基本使用料と
従量使用料の
バランス

③水量区分
④逦増度

1か月あたり 20 m³使用の場合

- ① 基本使用料(8 m³まで): **560 円**
- ② 従量使用料(8 m³を超える分)
9 m³から 20 m³まで: 110 円×12 m³=**1,320 円**
- ①+②=**560 円+1,320 円=1,880 円(税抜)**

【本日お示した使用料体系(25%改定案)】

	汚水量(m ³)	単価(円)	増加額(円)	改定率
基本使用料	-	680	120	21%
従量使用料	0 ~ 8	10	10	-
	9 ~ 20	130	20	18%
	21 ~ 30	170	30	21%
	31 ~ 50	210	40	24%
	51 ~ 100	250	50	25%
	101 ~ 200	290	60	26%
	201 ~ 500	340	70	26%
	501 ~ 1,000	390	80	26%
	1,001 ~	430	85	25%

1か月あたり 20 m³使用の場合

- ① 基本使用料:**680 円**
- ② 従量使用料
8m³まで: 10 円×8 m³=80 円
9 m³から 20 m³まで: 130 円×12 m³=1,560 円
∴ 80 円+1,560 円=**1,640 円**
- ①+②=**680 円+1,640 円=2,320 円(税抜)**

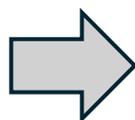
(2)使用料改定にあたり検討する事項

論点① 基本水量

現在は、8 m³までを基本水量として基本使用料に含んでいる(目的:①下水道の普及促進による公衆衛生の向上、②少量使用者の使用料の低廉化)。①普及率が99%を超え、普及促進の目的は概ね達成されたこと、②基本水量内におさまる使用者間では水量の多寡にかかわらず使用料が同じであることに対する不公平感の観点から、改定後は基本水量を廃止し、8 m³以下に新たな単価の区分(例えば単価10円)を設けることの是非について検討する必要がある。

【現在】

	汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	560
従量使用料	0 ~ 8	0
	9 ~ 20	110
	21 ~ 30	140
	31 ~ 50	170
	51 ~ 100	200
	101 ~ 200	230
	201 ~ 500	270
	501 ~ 1,000	310
	1,001 ~	345



【改定案】

	汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	680
従量使用料	0 ~ 8	10
	9 ~ 20	130
	21 ~ 30	170
	31 ~ 50	210
	51 ~ 100	250
	101 ~ 200	290
	201 ~ 500	340
	501 ~ 1,000	390
	1,001 ~	430

検討ポイント	・基本水量廃止・縮小に伴う負担感の増大
審議いただきたい事項	・基本水量制を継続するか、廃止するかどうか。 ・基本水量制を継続する場合、基本水量を8m ³ から縮小させるかどうか。

論点② 基本使用料と従量使用料のバランス

費用構造に占める固定費の割合が9割以上を占める中、収入に占める基本使用料収入の割合は3割に過ぎず、費用構造に比して、非常に不均衡な料金体系となっている(町田市も全国的な状況と同様である)。今後、人口減少等により使用水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持していくためには、基本使用料に配賦する固定費の割合を漸進的に高めていくことも視野に入れた使用料体系の設定が必要と考えられる。一方で、少量使用者への影響も踏まえ、改定案でも現状と同程度の割合を維持する方向性で良いか検討する必要がある。

【現在】			【改定案】		
	汚水量(m ³)	単価(円)		汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	560	基本使用料	-	680
	0 ~ 8	0		0 ~ 8	10
従量使用料	9 ~ 20	110	従量使用料	9 ~ 20	130
	21 ~ 30	140		21 ~ 30	170
	31 ~ 50	170		31 ~ 50	210
	51 ~ 100	200		51 ~ 100	250
	101 ~ 200	230		101 ~ 200	290
	201 ~ 500	270		201 ~ 500	340
	501 ~ 1,000	310		501 ~ 1,000	390
	1,001 ~	345		1,001 ~	430



日本下水道協会資料より

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> • 使用者の負担感 • 下水道事業経営の安定
審議いただきたい事項	• 現状の使用料体系と比較して料金収入に占める基本使用料の割合を高めるかどうか。

論点③ 水量区分

現在は、8 区分を設けている(他自治体の平均的な区分数)。水量区分が少ないと、使用料体系が単純となり、計算が簡便となる。水量区分が多いと、きめ細かな使用料体系となり、使用者間の公平が図れる(排水量が大きくなるほど施設の維持管理費がかかるため、多量使用者ほど単価を高く設定することが可能になる)。基本水量の廃止に伴い新たに 0～8 m³の区分が加わり9区分になるという方向性で良いか検討する必要がある。

【現在】			【改定案】		
	汚水量(m ³)	単価(円)		汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	560	基本使用料	-	680
8区分	0～8	0	9区分	0～8	10
	9～20	110		9～20	130
	21～30	140		21～30	170
	31～50	170		31～50	210
従量使用料	51～100	200	従量使用料	51～100	250
	101～200	230	101～200	290	
	201～500	270	201～500	340	
	501～1,000	310	501～1,000	390	
	1,001～	345	1,001～	430	

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者間の公平性 ・使用料体系のきめ細かさや複雑さ
審議いただきたい事項	・現状の使用料体系と比較して水量区分の数を変更するかどうか。

論点④ 逡増度

使用水量が多くなるほど1 m³あたりの単価が大きくなる体系のことを逡増制という(目的:多量使用者の水使用の抑制)。①有収水量が減少している現状、②使用者間の公平性の観点から、逡増度合いを検討する必要がある。

【現在】

	汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	560
従量使用料	0 ~ 8	0
	9 ~ 20	110
	21 ~ 30	140
	31 ~ 50	170
	51 ~ 100	200
	101 ~ 200	230
	201 ~ 500	270
	501 ~ 1,000	310
	1,001 ~	345

【改定案】

	汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	680
従量使用料	0 ~ 8	10
	9 ~ 20	130
	21 ~ 30	170
	31 ~ 50	210
	51 ~ 100	250
	101 ~ 200	290
	201 ~ 500	340
	501 ~ 1,000	390
	1,001 ~	430

〈逡増度の算出方法〉

逡増度 = 最高単価 ÷ 最低単価

・最高単価: 従量使用料の最高単価

・最低単価: 10 m³使用時の単価

最高単価: 345 円

最低単価: 78 円

逡増度: 4.42

最高単価: 430 円

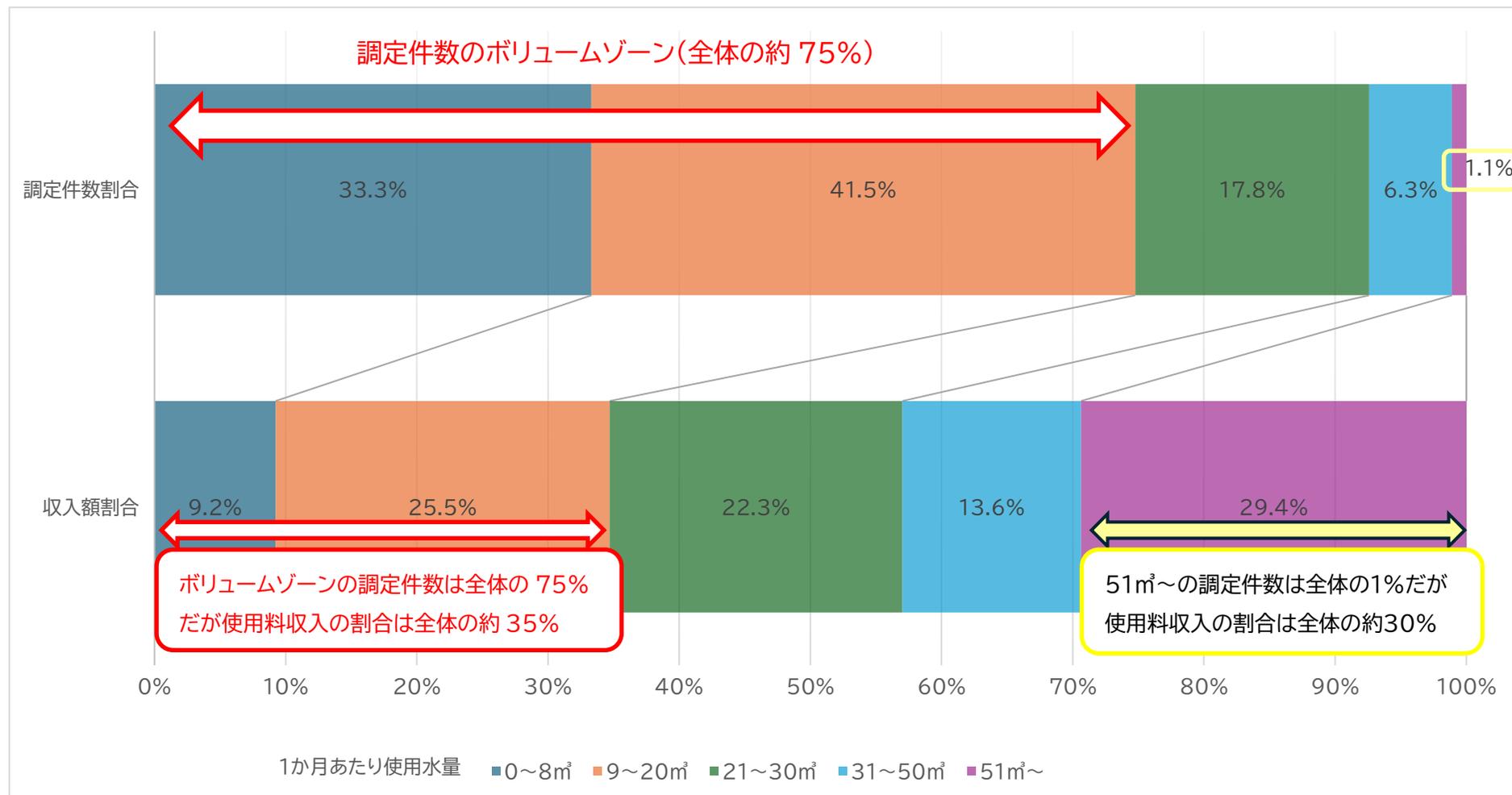
最低単価: 102 円

逡増度: 4.22

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・制度趣旨(水使用の抑制)と経営実態の乖離 ・使用者間の公平性
審議いただきたい事項	現状の使用料体系と比較して逡増度合いを縮小もしくは拡大させるかどうか。

(3)町田市の特徴

調定件数の割合と収入額の割合の比較



下水道使用料改定案について ※①と④の解消案(改定率26%)

(2026年10月改定を想定)

年 度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
下水道使用料(百万円)	4,980.5	5,688.8	6,323.8	6,302.9	6,279.5	6,253.9	6,226.2	6,196.6	6,165.8	6,135.2	6,104.7
当年度純利益(又は損失)(百万円)	8.6	▲ 5.6	322.9	89.2	▲ 16.4	▲ 438.3	▲ 788.4	▲ 531.0	▲ 567.7	▲ 730.0	▲ 847.9
使用料単価(円)	120.0	137.5	153.4	153.5	153.6	153.7	153.8	153.9	153.9	154.0	154.0

現行使用料(1か月)【税抜】

使用料改定案(1か月)【税抜】

	汚水量(m ³)	単価(円)
基本使用料	-	560
従量使用料	0 ~ 8	0
	9 ~ 20	110
	21 ~ 30	140
	31 ~ 50	170
	51 ~ 100	200
	101 ~ 200	230
	201 ~ 500	270
	501 ~ 1,000	310
	1,001 ~	345

	汚水量(m ³)	単価(円)	増加額(円)	改定率
基本使用料	-	390	-170	-30%
従量使用料	0 ~ 8	60	60	-
	9 ~ 20	130	20	18%
	21 ~ 30	160	20	14%
	31 ~ 50	200	30	18%
	51 ~ 100	240	40	20%
	101 ~ 200	280	50	22%
	201 ~ 500	330	60	22%
	501 ~ 1,000	380	70	23%
	1,001 ~	420	75	22%

【特徴】

- ・二部使用料制を継続する。
- ・基本使用料は170円マイナスした390円とした。
- ・基本水量を廃止し、8m³/月までは単価60円とする。
- ・使用料単価は153~154円/m³程度となり、現在より33~34円/m³程度増となる。
- ・基本水量を廃止するため、使用水量に応じた請求額となる。
- ・従量使用料の各水量ランクの改定率を14~23%で算出している。

2か月あたりの影響額【税込】

モデルケース	単身世帯	3~4人世帯	事務所など	工場など
使用水量	16 m ³	40 m ³	100 m ³	2,000 m ³
改定前使用料	1,232 円	4,136 円	14,696 円	606,496 円
改定後使用料	1,914 円	5,346 円	17,666 円	741,466 円
増加額	682 円	1,210 円	2,970 円	134,970 円
増加率	55%	29%	20%	22%
1m ³ あたり単価(現在)	77 円	103 円	147 円	303 円
1m ³ あたり単価(改定後)	120 円	134 円	177 円	371 円

最高単価:420円
最低単価:113円
逡増度:3.71

※使用料改定をしない場合と比較すると、使用料収入は25.9%増となる。